

会費規定

特定非営利活動法人
コンタクトセンターおもてなしコンソーシアム

(目的)

第1条 この規定は当法人の定款に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員は次の会費（年額）を納入しなければならない。

- 1 会費は年払いとする。毎事業年度の初月（6月）に当法人が指定する銀行口座へ振り込みにて納付する。
- 2 会費は次のとおりとする。
 - 正会員 : 1口 250,000円（2口以上）
 - 賛助会員 : 1口 250,000円（2口以上）
- 3 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（6月～11月）の場合は年額の全額とし、下半期（12月～翌年5月）の場合は年額の半額とする。
- 4 前項の会費の納入は、当法人から加入承認の通知を受けた日から30日以内とする。
- 5 事業年度の中途で退会した会員の会費は返還しないものとする。
- 6 定款第9条の規定により、継続して1年以上会費を滞納したときは、当法人の会員の資格を喪失する。

附則

1. この規定の施行に関し、必要な事項は別に定める。
2. この規定は、平成27年9月1日から施行する。

以上